

～期日前投票所の増設について～

皆さんおはようございます。吹田新選会、足立将一、通告に従いまして個人質問させていただきます。

1点目は、投票率向上です。

私ども吹田新選会は、前回選挙の際、投票に行こうということを有権者に訴えておりました。現在吹田市における市長選挙・市議会議員選挙投票率は、徐々に向上しているとはいえ50%を下回り、有権者の二人に一人が投票を棄権しており、特に若年者層の投票率の低下は、全国的に憂慮すべき事態となっております。

市長が本年度施政方針演説で訴えられました市民の参画と協働の推進、そしてその具体策の一つであろうと考えられる地域委員会なるものを採用したところで、憲法に定められた最も公正で公平な市民参画の機会である公職選挙が活用されていないのでは、それらの政策は形骸化してしまうのではないのでしょうか。

投票率の低さの原因には、若年者層の政治離れ、居住する自治体に対する帰属意識の低下、民主主義とはいかなるものかという教育の不十分さ等、さまざま挙げられますが、今回は投票率向上に対する一手法として期日前投票所の拡大の提案をさせていただきます。

本市における大阪府知事選挙においては、平成16年期日前投票率5.0%、20年7.5%、23年11.9%、市議・市長選挙においては、平成19年7.0%、23年10%といずれも上昇傾向にあり、国政選挙においても衆参いずれも上昇しており、期日前投票所のニーズは高まっているものと推察され、それだけが原因ではないでしょうが、付随して投票率自体も向上しております。

現定期日前投票所設置箇所は、吹田市役所本庁と千里市民センターのみであり、いずれも阪急沿線の公共施設です。

しかし、期日前投票における全国的な動向を見ておきますと、平成21年、国会において商店街等頻繁に人が出入りするところへの投票所設置に関する質問が取り上げられた後、平成22年5月の参議院議員通常選挙、選挙特報第2号において総務省は各都道府県選挙管理委員会に、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設においても設置することが可能であるので、当該施設への設置について十分検討の上、積極的に措置することという通知を出し

ております。

それを踏まえ先進事例では、長野県松本市における松本駅構内、千葉県市川市におけるダイエー市川店、神奈川県横浜市泉区のイトーヨーカドーを初め、多数の自治体が駅構内やショッピングセンターに期日前投票所を設置し、投票日に投票所へ投票に行くというこれまでの投票の形ではなく、市民の生活実態に合わせ、利用しやすい期日前投票所を設置することで投票の利便性を上げ、投票率の向上あるいは投票率の低下に対する歯どめをかけようと努力されています。

特に成功を上げておられる秋田県男鹿市では、市内のショッピングセンター1カ所を含め合計10カ所に期日前投票所を設置されており、全投票者のうち59.36%と6割近い投票者が期日前投票を利用し、期日前投票を利用した人のうち、何と62.37%の方がショッピングセンターで期日前投票を行っております。

このように期日前投票所は、設置する箇所によっては大きな効果を上げ、ともすれば投票率の向上も見込めます。

期日前投票所の拡大については、人件費の増大、場所の選定等の問題があるとのことですが、まず人件費については、事務従事者に職務代理者を兼任させることや、入場券の裏面を宣誓書にすることなどによって宣誓書を書かせるスタッフを置かずに済ませるなど、人員配置の工夫によって削減が可能です。

また、場所については、我が市ではダイエーやイズミヤ、東急ハンズあるいは駅構内など人通りの多い場所への設置の可能性を模索すべきですが、早急にショッピングセンターや駅構内とまではいかなくとも、まずは阪急沿線以外の北大阪急行江坂駅徒歩3分の花とみどりの情報センター内の講習室や、JR吹田駅さんくす3番館にある観光センターを一時利用するなど、乗降者数の多い駅付近の施設であれば、費用をかけずに容易に設置できるのではないのでしょうか。

やり方次第では低コストで実現が可能ですので、有権者の投票意識を高め、また投票率向上の可能性を追求するためにも、より利便性の高い場所に期日前投票所を設置すべきであると考えますが、選挙管理委員会のお考えをお聞かせください。

吉川英次選挙管理委員会事務局長

期日前投票所の新たな設置につきましては、公職選挙法に基づき選挙管理委員会の専権事項でございますが、事務局としての考え方を御答弁申し上げます。

選挙は、公職選挙法の投票当日投票所投票主義のもと、選挙期日に投票所において投票していただくことを原則にしております。

一方、期日前投票所は、平成15年（2003年）6月の公職選挙法の改正により、仕事や用務のために投票日当日に投票に行けない方のために設けられた投票当日投票所投票主義の例外の制度でございます。

本市におきましては、平成16年（2004年）2月執行の大阪府知事選挙がその最初の選挙となったものでございますが、以来、従前の不在者投票に比べ投票手続が簡素化されたこと、また本制度が市民に広く周知されてきたことなどにより、選挙ごとに期日前投票の利用者が増加しているところでございます。

このため、選挙管理委員会事務局としましては、選挙人の皆様の利便、投票率の向上及び市役所本庁舎での期日前投票の混雑緩和などの観点から、関係部局と協議し、昨年4月執行の大阪府議会議員選挙、吹田市議会議員選挙及び市長選挙並びに昨年11月執行の大阪府知事選挙におきまして、南千里駅前に期日前投票所を増設してきたところでございます。

期日前投票所を新たに設置いたしますためには、投票の秘密が侵されることがないか、投票の秩序が確保できるか、受付等を能率的に処理できるかなどの観点から、一定面積の施設が必要となります。また、同時にその施設が投票所として一定期間優先的に利用が可能であり、かつ駅前など交通利便のよい場所が適当であることと、他の期日前投票所での二重投票を防止するため、住基ネットワークを利用した期日前投票システムにより選挙人名簿の対照を行うため、本庁舎との間に住基ネットワークが敷設されていることが必要でございます。

御提案いただいております江坂の花とみどりの情報センターでの新たな設置につきましては、当該センターは、市役所本庁舎の期日前投票所から一般的に歩いて暮らせるとされます生活圏半径2kmの範囲内にあり、仮に期日前投票所を設置いたしますと、その2km範囲内の6割程度が重複エリアとなります。また、本市は南北9.6km、東西6.4km、南北に細い地形となっており、同所で開設いたしますと、市域の南西エリアに集中することになってまいります。したがって、こういった地理的要素にも十分考慮する必要があると考えておるところでございます。

選挙管理委員会事務局としましては、期日前投票に来られる選挙人の利便の向上を図るため、次回の選挙から投票案内状の裏面に期日前投票宣誓書の様式を入れる予定をしておりますが、新たな期日前投票所につきましては、ま

ずは昨年増設しました南千里駅前での期日前投票所の利用実態や費用面も十分検証しながら、今後の対応につきましては、議員御指摘の駅構内やショッピングセンター等におけます期日前投票所の設置を含めまして、投票日当日、投票に行けない選挙人の方の利便の向上の観点からも、実施市区町村の状況調査等研究してまいりたいと考えております。

今後とも、投票環境の改善、選挙人の利便の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(再質問)

御答弁ありがとうございます。

地理的要素の考慮という御答弁をいただきましたが、江坂駅、JR吹田駅を提案させていただいた趣旨を御理解いただいてないようなので、再度、御説明いたします。

我が市の期日前投票所は、いずれも阪急沿線です。例えば投票日に投票に行くことができない北大阪急行沿線の駅付近あるいはJR沿線の駅付近に居住のサラリーマンに市役所本庁あるいは千里市民センターに来ていただくことを考えると、交通の便からして非常にハードルの高いものとなります。通勤や帰宅の際に利用する沿線の駅に期日前投票所が設置されると、足が向きやすくなるのではないのでしょうかという提案です。実態に即しない生活圏半径2kmという概念にとらわれることなく、北大阪急行、JR利用者にとって便利な箇所の設置を積極的に考慮していただければと思います。

なお、該当箇所から徒歩10分程度、半径約700m内に居住する有権者を施設の潜在的利用者における有権者と仮定し、その人数を平成23年度市議会議員選挙及び市長選挙結果調べと地図より割り出したところ、JR吹田駅であれば2万7,000人、江坂駅であれば2万3,000人、イズミヤ千里丘店は何と約5万人、さらにJR吹田に設置した場合、影響を受ける可能性のあるJR沿線の駅から同範囲に居住する有権者は、吹田駅、岸辺、千里丘駅を合計すれば8万人、江坂と桃山台駅の合計で4万人。これだけ多くの市民にとって今よりも利便性の高い期日前投票所を設置することは、市民の政治参加を訴える我が市としては、予算をかけてでも行うべきと考えます。

御答弁の中で調査、研究をされるとのことでしたが、来年7月には参議院議員選挙がございます。いつまでに調査、研究を行い、結論を出されるのか、めどだけでもお答えください。

吉川英次選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の再度の御質問でございますが、期日前投票所の増設はいつまでに決定する方向であるかということでございますが、先ほどもちょっと答弁させていただきましたように、今、議員のほうから御指摘がありました内容についても、我々は承知しておるところでございます。

ただし、まずその優先順位を考えた場合については、江坂あるいはJR駅前がいいということよりも、さらに交通不便地域等もございます。先ほどお話にありましたように、山田・千里丘地域等については、やはり、今、議員おっしゃられたような点からいえば、交通がさらに不便地域ではないかというふうに考えておりますので、そういった点も含めまして、今後、当然人員、予算の面はございますが、前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(再々質問)

めどをお答えいただきたかったのですが、積極的に御考慮いただけるということで、これに関する質問は終わらせていただきます。

～平和祈念資料館の在り方について～

2点目は、平和祈念資料館についてです。

市長が財政非常事態を宣言している我が市において、年間予算 3,373 万 1,000 円にも及ぶ施設、平和祈念資料館が無駄な箱物とならないよう、また小・中学生がしっかりと歴史認識を養うための教材として活用できるようにと、昨年 12 月、本年 5 月と質問を行ってまいりました。

完成してから 2 度ほど視察させていただきましたが、財政非常事態宣言を出している自治体が費用を捻出して設置した施設という意識が、残念ながら全く感じられません。何の目的で何のために設置された施設なのか、展示からは何一つ伝わってまいりません。

私は、12 月の質問に対する答弁において参考にしたとおっしゃったピースおおさか、堺市立平和と人権資料館のみでなく、立命館大学国際平和ミュージアム、広島平和記念資料館、靖国神社内の遊就館、江田島にある海上自衛隊第 1 術科学校内の教育参考館など、平和や歴史に関する施設をさまざま視察させていただきました。歴史認識には種々ありますが、いずれの施設もそこに行くことで感じるものはございます。

しかし、我が市の施設は、市民から寄贈いただいた品を並べるのみであり、伝わるものが全くありません。

そこで、まず 1 点目の質問、本施設は誰を対象として、何を目的に、何を伝えるために設置されたのでしょうか。

2 点目は、図書コーナーの設置の目的についてです。以前の平和祈念資料室と異なり、今回は同施設内に図書館がございませぬ。図書館に蔵書を移すことで展示スペースが広くなり、より多くの展示ができるのではないのでしょうか。せっかく同施設内に図書館があり、連携できる環境が整っているにもかかわらず、広くないスペースにわざわざ図書コーナーを設け、展示スペースを狭くする必要性はどこにあるのでしょうか。

3 点目は、職員の業務内容についてです。現在 3 名の職員を配置されていますが、職務内容をお答えください。

4 点目、5 月の御答弁で戦争に至った原因や背景などを考えることができる施設にするためにも、戦争に至った原因や背景などを考えることができる施設にするためにも、類似の施設や関係者の御意見も参考にするとおっしゃっていました。誰のどのような意見を参考にされ、我が市の施設にどのように反映さ

れたのでしょうか、具体的にお答えください。

今回、オープン特別企画展にもかかわらず、展示してるのは以前の平和祈念資料室時代にも展示されていた天王寺動物園の動物の話です。オープン企画展が使い回しとは、怠慢ではないでしょうか。

現在の職員体制では魅力的な展示が困難なのであれば、図書コーナーを廃止し業務を減らすことで人員を整理し、浮いた予算で専門家に依頼することも可能となるはずです。今後、どのような運営をなさるのか、当局の今後の展望をお聞かせください。

(西山均人権文化部長)

1点目の平和祈念資料館は、誰を対象にして、何を目的に、何を伝えるために設置されたのかでございますが、平和祈念資料館条例に定めております戦争の惨禍及び平和のとうとさを後世に伝えるとともに、平和に対する市民の意識の高揚を図り、平和で明るい社会の実現を目的に設置したものでございます。戦禍や平和のとうとさを後世に伝えるために、高齢者から子供までが学べる、わかりやすい展示内容とするなど、広く市民の方々に利用していただけるように考えております。

2点目の図書コーナーの設置でございますが、資料館は来館者に自分で考えるきっかけとなる施設を目指しており、図書や展示、映像、視聴の各コーナーの設置、講演会や講座を開催するなど、戦争や平和についてさまざまな取り組みを行い、資料館を一体的に利用することにより、知って学べるようにと考えております。

3点目の資料館職員の職務内容でございますが、常設展示、資料などの貸し出し、展示資料の説明、企画展や平和映画会の開催、市民等との協働、来館者みずからが展示物や写真等の意味を考え、気づきになるよう手助けを行うこと、学校などへの出前講座や他施設との連携事業を企画するなどでございます。

4点目の誰のどのような意見を参考にして、どのように反映したのかについてでございますが、他施設での展示内容、吹田市立博物館の学芸員や他の施設の方から触れる展示としての再現展示や体験展示、また子供たちが興味を持つ模型等の展示、わかりやすいキャプションのつけ方などアドバイスを受け、また語り部など平和について活動している方々を紹介していただきました。

再現展示や体験展示につきましては一部御意見を反映しており、企画展が終了しましたら、常設展示になってからは、いただいたアドバイスを参考にさらに展示のレベルを高めたいと考えております。また、資料館の運営や、パネルや資料の貸し借りなど、情報交換を密にしております。

現在行っておりますオープニング企画展は、戦時中に動物園で起こった事実を知っていただき、戦争を二度と起こさないようにすることを考えていただく展示となっており、今回、改めて天王寺動物園の協力と指導により新たにパネルを作成し、戦意高揚のために利用された動物の映像を流すなどしております。また、動物園の獣医師による戦時中の動物園という講演会も行ってきました。

最後に、今後の資料館の運営と展望でございますが、以前より御答弁申し上げておりますとおり、戦争の背景やその悲惨さがわかる展示になるよう工夫してまいりたいと存じます。そのため、来館者の方や議員の御提案など、いろいろな御意見を参考にしながら常に見直しを行ってまいりたいと考えております。

今後とも、資料館の設置目的を達成するために努めてまいります。
以上でございます。

(図書コーナーの必要性について)

お許しをいただきまして再質問をさせていただきます。

まず、図書コーナーの設置についてです。

御答弁では他施設との連携を図ると言いながら、なぜ同施設内の図書館との連携を推進しないのでしょうか。狭いスペースに図書コーナーがあることにより、展示に十分なスペースがとれておりません。同施設内の図書館と連携することで展示スペースを広げることが重要なのか、あくまで資料館内での一体利用にこだわるのが重要なのか。他部署との連携とみずからの守備範囲で全てを行うこと、いずれが重要と考えておられるのか、部長の答弁を求めます。

(西山均人権文化部長)

図書コーナー設置につきましては、平和祈念資料館は戦争や平和について考え、学ぶ場と位置づけ、単に展示を見て帰るのではなく、展示物や映像を見て、疑問に思ったり、もう少し知りたいと思ったことを図書で知識を深めることができるなど、一体的に学習ができる場として利用者の利便性を優先したもので

ございます。

図書館が同じ施設にあることから、今後は平和祈念資料館と千里図書館とで連携をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(資料館職員の資質について)

積極的に連携されるということですので、図書館を管轄されてる地域教育部にも要望とさせていただきます。ぜひ平和祈念資料館と連携し、できれば蔵書を受け入れていただくことで、展示スペースを広げていただければと思います。

2点目です。資料館職員についてです。

資料館職員は、図書館司書あるいは教員免許を保有していると仄聞しております。教員免許は歴史科目なのでしょうか。また、現在の職員は歴史に対する深い知識と種々ある歴史認識に対する理解を持った上で、来場者を招くための魅力的な展示を企画できる能力をお持ちなのでしょうか。もし、お持ちとお考えならば、どのような形で審査されているのでしょうか、お答えください。

(西山均人権文化部長)

資料館職員につきましては、現在平和祈念資料館の3人の職員が有してる資格は、歴史科目ではない教員免許や司書ではありますが、職員3名の在職年数は19年、9年、4年と資料館での経験を積んでおり、業務の必要性から資料館職員として必要な知識は有しております。

展示や企画につきましては、経験をもとにいろいろ工夫をしておりますが、他の施設のアドバイスを受けてたり、研修を受講するなどスキルアップをしているところでございます。

以上でございます。

(来場者数の妥当性、専門家の意見について)

歴史科目ではない教員免許ということですが、職員に対して甚大な信頼を寄せておられるようですが、前回の平和祈念資料室時代、年間利用者は何と3,400人です。1日平均およそ10人強です。

もし、仮に平和祈念資料館が1日100人来場者が来たとしても、年間およそ

3万人、延べ3万人強となります。1人あたりに換算しますと、観覧料で市が1人あたり1,000円支払う計算になります。非常に高いコストをかけられてると思います。

また、十分な知識を持っておられるということでしたが、残念ながら在郷軍人制度というパネルに説明があったんですけども、そこに軍国主義を全国に普及させるための制度というような説明がなされていて、果たしてこれが正しい知識なのかなと思いつながら展示を見ておった次第でございます。

職員の方が経験を積まれてされるのは構わないんですけども、例えば東京都の新宿区などにも民間団体が行っている資料館等ございますので、そういった民間の活力、民間の知識や民間の知恵をおかりすることで、より市民サービスの高い施設をつくるのが、1人あたり1,000円以上かかると考えた場合、それなりの市民サービスを提供するのが本市の義務ではないでしょうか。

3番目です。専門家の意見についてです。

吹田市立博物館の学芸員のほかに、どの施設のどのような立場の方のアドバイスを受けたのでしょうか。前回あった平和祈念資料室との差異が明確にわからないため、具体的にお答えください。

(西山均人権文化部長)

専門家の意見につきましては、具体的にピースおおさかの学芸員と滋賀県平和祈念館の学芸員、平和の語り部として大阪府内で活躍されてる方からアドバイスをいただきました。

以前の平和祈念資料室との差異でございますが、展示につきましては、ただショーケースに物を並べただけなら余り人の印象に残らないので、できるだけ五感に訴えるようにというアドバイスをいただきまして、再現展示、体験展示、プロジェクターによる映像、映像コーナーの活用など、平和に関する講演会やイベントの企画などを実施しております。

以上でございます。

(歴史教育の意義について)

私がこの点をしつこく申し上げるのは、こだわりを持っておりまして、残念ながら今の学校教育では、生徒に対して十分な歴史認識を持たせるような教育が行われていないと、これは私や、私が受け入れてる学生の経験からも申し上げております。

平和が大事なことは全ての国民が思っており、私もそれは十分思っておるところですが、国民が望まなくても、例えば最近ですと、隣国との領土問題で少し火種がくすぶっております。

そういったときに、例えば市長が所属しておられる大阪維新の会が訴えておられるような国際競争力を持つ若者を育てる、そういった場合に重要なのは、英語をしゃべれることも重要ではあるとは思いますが、そうではなく、やはり自国の歴史や文化に対して誇りを持ち、今の教育で行われてるような、向こうに主張されれば土下座して謝るような政府の態度、それに類するものが教育でも行われてるよう感じますので、しっかりと誇りを持てるような教育、それを学校教育だけで行えないのであれば、人権文化部が持つておられる平和祈念資料館等を活用して、市が一体となって教育すべきではないかと考えており、このような質問をさせていただいております。

ぜひ今後の展望、また部長に最後答弁を求めたいんですけども、私はこれだけこだわりを持って数々質問をさせていただいております。担当部長として、どのような意義をこの平和祈念資料館が持つてるのか、再度御答弁いただいて、私の質問を終わらせていただきます。

(西山均人権文化部長)

再度の御質問をいただきましたけども、今までの平和祈念資料室とは、場所的にも南千里の駅前というような形で、オープンしてきょうで13日目でございますけども、2,400名の方が来館をしていただいたというふうな形で、資料室では年間三千数百人というような部分で、いろんな方が御利用いただいて、子供も大人も利用していただいて考えていただきたいというふうに、展示内容等も含めて今後、さらなる資料館の充実に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。